

## 青森県教育委員会第780回定例会会議録

期 日 平成26年1月8日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県教育施策の方針案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 公立専修学校設置の認可について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 派遣社会教育主事について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況
- 委員長職務代行者選挙・・・・・・・・・・・・・・・・委員長職務代行者 豊川好司

平成26年1月8日（水）

- ・開会 午後2時30分
- ・閉会 午後3時16分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、清野暢邦、豊川好司、町田直子、中沢洋子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員  
清野委員、豊川委員
- ・書記  
大舘利章、村上健

## 会 議

### 議 事

#### 議案第 1 号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画について (金教育政策課長)

教育基本法第 17 条第 2 項の規定では、地方公共団体は国が策定した教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。これに基づき、現在、本県の教育振興基本計画は、「青森県基本計画未来への挑戦」の「教育、人づくり分野」と定めているところである。

昨年 2 月の教育委員会臨時会において、次期教育振興基本計画についても、新たに策定する青森県基本計画の教育関連部分をこれに位置づける方向で検討を進めるとして報告し、その後、教育委員会として、青森県基本計画の内容について、青森県総合計画審議会委員との意見交換や内容についての意見提出などを通じて、計画策定に関わってきたところである。

昨年 12 月、平成 26 年度からの 5 か年を計画期間とする「青森県基本計画未来を変える挑戦」が県議会で議決されたが、本県が抱える教育課題については、教育委員会と知事部局が密接に連携し、歩調を合わせて取り組む必要がある。このため、次のとおり「青森県基本計画未来を変える挑戦」のうち教育に関連する部分を、青森県教育振興基本計画とすることを提案するものである。

内容については、資料 4 ページのとおり、政策・施策体系として、「あおもりの未来をつくる人づくり」「あおもりの今をつくる人づくり」「あおもりの未来と今をつくる文化・スポーツの振興」の 3 つの政策と合わせて 10 の施策により構成されており、これらの施策に基づいて今後具体的な取組を進めることとなる。

なお、計画には私学分野が含まれていることから、関係部局とも共通認識を図っているところである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 青森県教育施策の方針案

(金教育政策課長)

本議案は、県教育行政の基本的な方向性を簡潔に示すものであり、また、青森県教育振興基本計画に掲げられた施策や取組を推進するための理念である青森県教育施策の方針を見直すものである。

現在の方針が定められたのは、平成17年1月で制定後約9年の歳月が経過しており、この間、国の教育施策の動向や教育を取り巻く社会の情勢等に様々な変化が生じている。また、昨年12月に県議会で議決された「青森県基本計画未来を変える挑戦」には、2030年における青森県のめざす姿の実現に向け、教育分野でも様々な政策・施策が掲げられ、今後計画の着実な実施が求められているところである。

以上の状況を踏まえ、各委員の皆様には、昨年9月から事務局のたたき台を基に、この方針の見直しについて検討いただいていたが、この度、これまでの検討における各委員のご意見等を総合的に勘案し、議案提出したものである。

では、方針の内容についてご説明する。

前段の基本的目標においては、本県教育がめざす人間像として、はじめに「郷土に誇りを持つ人間」を掲げ、郷土の自然や歴史・伝統・文化・産業などに触れることで社会の一員であることを自覚し、様々な地域で積極的に行動する人間の育成を目指すこととしている。

また、「多様性を尊重する人間」を掲げ、多様な価値観を尊重しながら相互に関わり合い、協働する人間の育成を目指すこととしている。

次に、「創造力豊かな人間」を掲げ、基礎的な知識・技能を身に付け、多様な個性や能力をもって新しい価値を創造する人間の育成を目指すこととしている。

最後に、「新しい時代を主体的に切り拓く人間」を掲げ、変化の著しい社会において主体的に判断・行動する力やコミュニケーション能力を身に付け、チャレンジ精神に満ちた人間の育成を目指すこととしている。

分野別目標においては、教育行政における4つの分野ごとに、「夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育」、「学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育」、「次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用」、「活力、健康、感動を生み出すスポーツ」とし、各分野における取組を進めるものである。

青森県教育施策の方針は、青森県教育振興基本計画を推進するための基本的な理念として位置づけられるものであることから、新年度からは、県民の皆様や関係機関に対し方針及び計画を一体的に示しながら周知するとともに、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図り、それぞれの特性を生かした創意工夫のある教育施策を進めて参りたいと考えている。

(町田委員)

青森県基本計画にある教育に関連した部分、そして今の「教育振興基本計画」、「教育施策の方針」、それから「施策の柱」というのもあったが、それぞれの連動性や位置付け、今後どのように活用されていくのかについて再度ご説明願いたい。また、どのような形で、こういったところに周知されていくのかについてもお知らせ願いたい。

(金教育政策課長)

青森県教育施策の方針については、県教育行政の基本的な方向性を示すものであり、計画の各施策の取組を推進するための理念という位置付けである。ちなみに設定期間であるが、原則として県の基本計画の策定時に見直すということで、自然体であれば、平成30年度に見直すこととなる。これらについては、理念的なところであるので、具体的なところは記載されていない。

教育振興基本計画については、知事部局との一体的な施策の推進を図る意味において、県の基本計画、未来を変える挑戦の教育関連部分を引用している。教育振興基本計画の根拠は教育基本法であるが、教育施策の総合的な推進を図るための基本的な計画というように位置付けている。

県の基本計画については、県行政全般に係る政策・施策を体系的にまとめた計画である。

最後に、施策の柱についてである。教育施策の方針と教育振興基本計画はパッケージであるが、施策の柱というのは、この計画に基づいて教育委員会が当該年度に特に重点的に取り組む施策を項目立てたものである。これは、毎年設定されるものであり、単年度のものである。具体例としては、重点枠事業などを想定しており、第295回臨時会の議案においてご議決いただいたが、「キャリア教育の推進による人財の育成」「多様なコミュニケーション教育の充実」「人づくりを通じた地域コミュニティの活性化」が平成26年度の施策の柱となっている。これらについては、市町村であるとか、市町村教育委員会であるとか、そういった方面に会議の場などで周知徹底し、創意工夫のある施策を進めていきたいと考えており、ホームページであるとか、冊子の配布などで周知していきたい。

(清野委員)

「郷土」「多様性を尊重」という文言の意味するところをお知らせ願いたい。

(金教育政策課長)

まず、「多様性の尊重」についてである。グローバル化の進展に伴い、人種や性別、障害の有無、価値観などの異なる人同士が互いに尊重し協力し合わなければならない困難な社会であることは疑いの余地がないところであるが、その中で、子どもたちにとって望ましい教育を考えた場合、規範意識であるとか、公共精神を前提としながらも、多様な社会にも柔軟に対応し、国内外で活躍できるような人材を育てる教育が大切であるということで、事務局としてはこれまで各教育委員の方々との意見交換における意見を総合して定めたものである。

「郷土」の意味するところについてであるが、子どもたちが、世界で、グローバル社会で活躍することを考えると、狭い意味でのふるさとに限らず、青森県や日本に愛着や誇りを持つことが必要であると考えている。これについては、これまでの教育委員会会議も踏まえ、日本を含む広い意味での郷土だと捉えている。

(清野委員)

「郷土」に関しては了解した。「多様性の尊重」については、我が国の社会通念上認め

られないことを正当化するための言い訳にされるのを未然に防ぐよう、きちんと解説の中で説明すべきだと思う。

また、方針についての解説が定められていて、ネットでも公開されているが、これはどのようにして定められているのか。

(金教育政策課長)

「多様性の尊重」という部分を含めての話であるが、文言の共通認識を図る意味においても、青森県教育施策の方針の解説というのは必要不可欠であると考えており、また、教育施策の方針というのは、理念的なものであり、文章が非常に簡潔であるので、これまで同様、補足という意味で解説を作成することとし、その内容については、これまで教育委員同士で意見交換してきた内容やそれぞれの意見を踏まえ、事務的に適切にまとめていきたいと考えている。

(清野委員)

平成18年に改正された今の教育基本法を踏まえ、具体的に方向性を示すため、どうしても勝手に解釈できるような文言はできるだけ避けるべきだと考えている。そうでなければ、方針の意味をなさない。具体的であるが故に、この解説は方針と同等、もしくはそれ以上に重要であるとする。我々、県教育委員の知らないところで決まってしまうことはあってはならないと考えるが、配慮していただけるか。

(橋本教育長)

事務局では、様々な教育施策の具体化を図るために役立てて欲しいということで教育施策の方針の解説を作成しているが、教育というのは、例えば、学習指導要領とか、教育基本法もそうであるが、様々な法令に則って、その範囲内で行われていることであるから、考え方には幅があっても良いし、また、各学校、子どもたちの実態に応じて様々な見解が考えられるので、ひとつの参考例として、こういうふうに解釈できるという事での、事務局でサービスをしている事であって、その部分については、事務局にお任せいただきたいと考えている。

(清野委員)

繰り返しになるが、どうしても勝手に解釈できる文言になれば、方針の意味をなさない。そういう意味で、教育施策の方針の解説は、方針の内容をきちんとわかるように具体的に補足説明するための文章であるとする。今の教育長の説明だと、解釈を任せる、幅を持たせるということであるが、それでは何のために方針を定めるのか甚だ疑問である。

(豊川委員)

人を育てるというのは、人間を生きてゆけるようにするという事は、ごりごりと「こうだよ、ああだよ」というのでは、世界の人たちはうまくいかないものだ。教育長が言ったように、ある程度、幅を持たせておいて、その中で、個々人がどうすれば良いかを考えられるようにしないと、私は、教育というか、世の中がうまくいかないと思う。「ああしろ、

こうしろ」という傾向が今の文科省の方針に見え隠れしている。「こうしなければならない」と上からきているように感じるが、その暁には将来どうなってしまうのかという暗澹たる感じがしている。

この方針案では、アスタリスクで説明まで付けており、全く自由に解釈できるというものではないと思う。

(鈴木委員長)

多様性というのは、清野委員からこういう意見が出る、あるいはもっと他の考え方もできる、といったことがひとつの多様性である。こちらが良かれと思っても、相手は嫌がっていることもある。それを良く理解した上で、うまく良い方向へ持っていくのが協調性、多様性を認めた上での協調性である。そのように理解していただければ良いと思う。

(清野委員)

教育長は「法令に則って」と言っていた。豊川委員は「文科省はやり過ぎだ」というようなお話だが、文科省の指示には従わなくても良いと考えているのか。

(豊川委員)

言っている意味が良くわからないが、どういう意味か。最低限、何かあった場合には従わなければならない分野もあるだろうし、そうでないところもあると思う、我々は、人間としてね。

(清野委員)

色々な人種がある、コミュニティがある、そういう意味での多様性というのはもちろんだと思う。しかし、多様性という言葉で隠れ蓑にして、我が国の社会通念上許されないようなことを主張する者の「これは多様性です」という言い訳を許してはならない。一言一句箇条書きにして方向を示すということではないが、どうにでも勝手に解釈できるようなものは避けるよう解説の中で明らかにすべきではないかと思う。

(町田委員)

それを言い出すと、全ての文言に対して解説が必要になってくると思う。多様性という言葉をそれぞれが理解するというのも一種の学びに入ると思うので、多様性という言葉で隠れ蓑にして何か悪いことに使うのではないかというようなどころまでここで考えるのは、ちょっと違うのではないかと思う。

(清野委員)

解説の内容は、事務局に全て任せてくれという話だったが、我々がチェックもできないで、知らないところで決まってしまうということでは、我々は教育委員としての職責を果たしていないことになるのではないか。

(鈴木委員長)

全て事務方で決めていると言ったが、これまで何度も教育委員ミーティングの中で議論を重ねてきた結論が議案となって出てきている。責任を果たしていないというのにはあり得ない。

(橋本教育長)

私は教育委員の一人であり、また、教育長として教育委員会の事務を任せていただいている。もし、それがおかしい事であれば指摘していただければ良いと思う。様々な考え方、立場があるが、ここで大事なのは、公共の中で協働してどのようにしていくかを見い出していく、そういう前提での多様性の尊重である。違いがある中で、どうやって公のものを作ってゆくかという事を目指しながらやっていくということであり、地域であり、青森県であり、日本であり、そういうものをどういうふうにしていくかという事を目指す方向性の中での多様性の尊重を謳っていかうというものだ。これから解説を作っていくことになるが、もし何かここがおかしいということがあれば、ご指摘いただければと思う。

(清野委員)

さっきのお話で、教育長は「事務局に任せていただきたい。」との事だったが、我々教育委員がチェックできなくてはならないのではないかと、それができないのであれば、職責を果たせていないのではないかと私は言っている。多様性の話は一つの例である。解説文は具体的であるから重要である。我々教育委員の知らないところで解説文ができあがってしまって周知されてしまうというのでは、教育委員の職責を果たした事にはならないという事を私は言っているのである。要は、事務方が作って、我々教育委員のチェックが働かないままに公開されるということは良くないということである。

(橋本教育長)

私が決裁している。判子を捺している。だから事務局員だけにさせているわけではない。

(鈴木委員長)

先程の話ではチェックさせてもらえるという事なので、一方的な話ではないという事で理解してもらいたい。

(清野委員)

確認するが、我々がチェックする機会はあるということか。

(橋本教育長)

事務委任を受けて、私が代表して決裁しているのである。

(清野委員)

教育長のみが決裁して、他の5人は関われないということか。

(橋本教育長)

関われないのではない。ホームページ等にも載るし、冊子にもするし、また、様々な機会にお話させていただくことになると思うので、その時にご意見等があればお話いただければと思う。

(豊川委員)

これまでかなり時間をかけて話し合ってきた。それらを踏まえた上で、教育長が判断している。そういうことで、私は何も心配していない。ちゃんとチェックしながら、やってもらえばいいんだろうと思う。

(鈴木委員長)

清野委員、この辺で最後の発言という事で、まとめたいので。

(清野委員)

豊川委員、私が言っているのは、この方針案を今更変えろという話ではない。解説文についても、我々教育委員が関与するべきではないか、責任を果たすべきではないかと言っているのである。

確認するが、公開された後でも修正することはやぶさかではない、修正しないまでも議論することはあり得るという理解で良いか。

(橋本教育長)

重大な錯誤があり、これはまずいということがもしあるとすれば、それは訂正しなければならぬと思う。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 公立専修学校設置の認可について

(田村教職員課長)

青森市から、公立専修学校「青森市立高等看護学院」を平成26年4月1日付けで設置したい旨の認可申請があった。

青森市立高等看護学院は、昭和47年に開設され、以来、これまでの卒業生は1300



人を数え、卒業生の8割以上が県内で看護師として就業するなど、本県の地域医療の第一線で活躍する人材を多数輩出している。

現在は、保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所であるが、平成26年度からは、これに加えて、学校教育法に基づく専修学校としての位置付けを得ようとするものである。

専修学校となることにより、大学への編入学が可能となり、専門職として更なるキャリアアップを目指すことができる点や、日本学生支援機構の奨学金を受けることが可能となり、経済的に余裕のない学生でも学業に集中できるようになる、といった点が期待されている。

専修学校の設置については、学校教育法及び文部科学省令「専修学校設置基準」において、修業年限、授業時数、生徒・教員の数、施設設備などの基準が定められている。

今般の青森市の申請について、事務局において書類審査及び現地調査を行った結果、法令上の基準に適合していると確認されたことから、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、設置を認可することが適当と認められるものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

## そ の 他 派遣社会教育主事について

(中野生涯学習課長)

本県では、市町村の社会教育の活性化、学校教育と社会教育との連携推進等を目的として、昭和43年度から、希望する町村教育委員会等に社会教育主事を派遣している。

これにより、町村での生涯学習・社会教育推進体制が充実するとともに、町村職員の学校と地域の連携に対する理解が促進されるなどの成果があったものと認識しているところである。

一方で、囲み枠にあるとおり、人のつながりの希薄化など、地域コミュニティの変質への対応、NPOや民間団体等、多様な主体による社会教育事業の展開への対応など、近年の急激な社会の変化に伴う社会教育行政が抱える課題への新たな対応が求められており、本県における社会教育推進体制の再構築を図っていく必要がある。

このため、今後の方針としては、将来的には派遣社会教育主事を廃止することとするが、市町村が自ら任用する社会教育主事の専門性向上と経験の継承を支援するため、以下の2つの視点から新たな市町村支援策を実施したいと考えている。

1つ目は、全市町村を対象とした広域的支援であり、これは主に総合社会教育センター

が担当し、社会教育主事の専門研修などを実施するものである。2つ目は、各市町村の求めに応じた個別的支援であり、これは主に教育事務所が担当し、学校と地域の連携推進に係る指導助言などを実施するものである。

引き続き、県と市町村が連携して生涯学習・社会教育の推進を図って参りたい。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ、派遣社会教育主事の件については了解した。

## そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(鈴木委員長)

12月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。

(清野委員)

つねって怪我をさせるというのは、よほどやったのではないかと思う。児童に怪我を負わせる程の体罰に及んだという状況は、この教室は学級崩壊していたのか。また、当該教諭による体罰は、この時だけのことだったのか。

(田村教職員課長)

当該教諭は、小学校低学年の担任をしていたが、5月頃から授業中に複数の児童の立ち歩きや私語等が目立つようになった。そのようなことから、何とか授業を進めたいという気持ちから、色々な方法、管理職等からのアドバイスを試したが、思うようにいかないということで、焦りがあり、このような体罰に及んだと本人は言っている。

この9月の事案前には、体罰はないというように話している。

(清野委員)

立ち歩きがあるというのは、学級の経営ができていない、勉強ができない状況になっていたということか。

(田村教職員課長)

授業を進めるに当たって、支障があったものと理解している。

(清野委員)

学校の中ではどう考えているのか。先生の指導力の問題と考えているのか。それとも、生徒の問題だと考えているのか。

(田村教職員課長)

先程申し上げたとおり、5月頃からこのような状態が続いていたが、それを学校として職員一人だけに任せるというのではなく、学年で対応するとか、学校全体で対応するとか、

具体的に申し上げますと、空いている時間帯に他の先生が入って指導したり、あとは、対応について協議する時間を持ったり、そのような対応を学校としてもしていたが、その辺がうまくいかない時期にこのような体罰が起こってしまったと聞いている。

(清野委員)

現在の状況はどうか。学級経営の状況、当該教諭、児童、父兄の様子などお知らせ願いたい。

(田村教職員課長)

体罰の後に、校長の判断により当該教諭の担任を交代させている。その後、学級は落ち着きを取り戻し、被害を受けた児童も落ち着いて授業に取り組んでいると聞いている。

当該教諭については、現在はティームティーチングを行っている状況である。被害児童の保護者に対しては、何度か謝罪しているが、その際、保護者からは理解を得られなかったと聞いているが、その後、この件について、被害児童の保護者を含め、保護者から話はない。

(豊川委員)

受傷児童は何年生か。

(田村教職員課長)

小学校1年生である。

(鈴木委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。

なければ、懲戒処分状況については了解した。

## 委員長職務代行者選挙

(鈴木委員長)

島康子委員が12月26日をもって退任されたので、委員長職務代行者を新たに指名する。指名の方法は、「会議規則」第5条で、委員長の選挙に準ずることとなっているので、無記名投票とする。

### 【投票用紙配布】

(鈴木委員長)

委員長職務代行者に指定したい方の氏名の上欄に○印をお書き願いたい。

### 【各自記入】

(鈴木委員長)

それでは、投票箱に投票用紙を投函願いたい。

**【各委員投票の後、開票作業】**

(鈴木委員長)

投票数6票、有効投票数6票、うち、豊川委員4票、町田委員2票である。  
選挙の結果、委員長職務代行者に、豊川委員を指名することに決定した。